

保ワ第94号  
令和5年5月8日

各部等の長 殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部  
総括情報部長（沖縄県保健医療部長）  
（公印省略）

B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（廃止）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜りありがとうございます。

さて、標記については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から令和4年3月16日付け事務連絡において、基本的な考え方が示されたことを受け、令和4年3月24日付け（令和5年3月10日付け一部改正）保ワ第1205号にて沖縄県における方針（以下「県方針」という。）を示したところです。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から令和5年4月14日付け事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等が示され（別添）、位置付け変更後は、「濃厚接触者」としての特定、法律に基づく外出自粛は求められないこととされております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から五類感染症に位置づけられたことにあたり、同日をもって県方針も廃止いたしますので、所管する関係機関及び関係事業所宛てに周知していただきますようお願いいたします。

なお、ハイリスク施設に対しては、必要性に応じて、保健所が積極的疫学調査を行う場合があります。

また、学校で新型コロナに罹患した児童等については、学校保健安全法に基づく出席停止期間について、文部科学省において検討されていることを申し添えます。

#### 【別添】

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087473.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087453.pdf>

問合せ先

保健医療部ワクチン・検査推進課 検査・支援班  
電話 098-894-5122（担当：河野、仁平）